

静岡県優秀技能者功労表彰に関する実施要領の改正について

厚生労働省が実施する「卓越した技能者」表彰の実施要領などが改正されたことに伴い、本県表彰制度に係る実施要領を以下の内容のとおり改正する。

この改正を通じて、より様々な優れた技能者を表彰することで、技能者の社会的地位及び技能水準の一層の向上を図る。

1 「障害者」部門の追加

厚生労働省では、令和6年度に予定されている障害者雇用率の段階的引上げにより障害者雇用の質に係る機運を高めていく必要があること等を踏まえ、「卓越した技能者」表彰において「障害者」部門を新設した。本県においても、国と県との表彰制度の接続(※)を考慮し、国に準じて同様の改正を行う。

※「優秀技能者功労表彰」表彰の受賞者が、「卓越した技能者」の推薦候補者となることが国要綱で定められている

※従来部門についても、中分類(職種(1))を小分類(職種(2))に移行させて構成の簡素化を図る旨の再編が行われたため、国に準じて部門の再編を実施

2 「情報処理技術・通信技術」部門の追加

厚生労働省において、情報処理技術・通信技術の飛躍的な発展や同分野の推薦者数の増加を踏まえ、従来は部門内の1職業分類とされていた「情報処理技術・通信技術」を1部門として独立させる形で新設した。本県においても、国と県との表彰制度の接続を考慮し、国に準じて同様の改正を行う。

なお、他部門に比べ、業界を代表する団体の存在が確認できないことから、推薦候補者の募集と並行して、県から関連団体への呼びかけを行う。

3 推薦候補者の追加枠の設置

厚生労働省では、表彰候補者及び表彰者における女性比率の拡大を目的として、平成28年度に要領を改正し、女性を対象とする表彰候補者の追加枠を新設した。

さらに、令和4年度の改正において、同追加枠の対象に障害者を含めることとした。

本県においては、平成28年度に国に準じた追加枠の新設は行っておらず、現状では表彰者における女性比率は国よりも低い水準にある。また、1に示す「障害者」部門の新設を踏まえ、女性及び障害者それぞれを対象とする表彰候補者の追加枠を新設する。

4 推薦書類(様式)の変更

従来から、国表彰及び県表彰の推薦書類は、推薦者(主に業界団体)が作成しているが、書類の作成の手間を敬遠して推薦を控えるケースが発生していた。

様式上の記入内容は国・県ともにほぼ共通しているため、県様式を国に準じた様式に改正し、推薦者による書類作成の負担感を減少させることで、団体による技能者の積極的な推薦を促すこととする。

<参考>「情報処理技術・通信技術」部門に係る区分の再編

静岡県優秀技能者功労表彰に関する実施要領

職業部門、職業分類及び職種（例示）

（改正前）

部門	職業分類	職種(1)
20	1 定置機 関・機械運転の 職業	(1) 汽かん士
		(2) クレーン・巻上機運 転工
		(3) ポンプ・ブロワー・ コンプレッサー運転工
		(4) その他の定置機 関・機械運転の職業
	2 情報処理 技術・通信技術 の職業	(1) システム設計エン 지니어
		(2) ソフトウェア開発 エンジニア
		(3) システム運用管理 エンジニア
		(4) 通信ネットワーク エンジニア
	3 (略)	(略)
	4 (略)	(略)

（改正後）

部門	職業分類	職種(1)
20	1 情報処理 技術・通信技術 の職業	(1) システム設計技術 者
		(2) ソフトウェア開発 技術者
		(3) システム運用管理 者
		(4) 通信ネットワーク 技術者
		(5) その他の情報処理 技術・通信技術の職業

<参考>県「優秀技能者功労表彰」受賞者における女性比率

（直近3年分） （単位：人）

年度	R2	R3	R4
表彰者数	23	22	18
うち女性	0	0	0
女性比率	0.0%	0.0%	0.0%

<参考>国「卓越した技能者」受賞者における女性比率（厚生労働省集計）（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
表彰者数	149	150	160	149	150	150	150	150	150
うち女性	7	8	14	10	15	11	13	8	9
女性比率	4.7%	5.3%	8.8%	6.7%	10.0%	7.3%	8.7%	5.3%	6.0%

※国は平成28年度に推薦候補者の女性枠を新設

